

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7)
——御用金と借入金——

金尾 健美*

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne
de la Maison de Valois (7)
Aide et Emprunt

Takemi KANAO

Abstract

L'« aide » et l'« emprunt », expédients financiers pour les affaires, surtout, militaires du duc, furent demandés aux habitants de Bourgogne cinq fois dans les années 1420 mais à partir de 1430 presque annuellement. Leur somme fut déclarée après l'accord avec les Trois Etats pour le Duché de Bourgogne tandis que la répartition n'en fut pas précisée pour chacun de six bailliages du Duché. Les receveurs désignés particulièrement pour ce bureau réussirent à lever une somme plus grande que celle du revenu annuel des rentes et impôts ordinaires. D'ailleurs, ils le versèrent très vite, quelques mois après la déclaration, au receveur général de l'aide. Evidemment ils effectuaient le paiement d'avance et ultérieurement faisaient rentrer aux habitants ; mais de toute façon les paysans et les citadins pouvaient préparer et contribuer une certaine somme pendant un court temps. Le fait témoigne, d'une part, qu'ils réservaient un stock dont ils n'avaient pas besoin quotidiennement et, d'autre part, qu'ils contribuaient sans doute volontiers à la demande pécuniaire du duc comme s'ils avaient répondu à l'appel de la collecte, et non qu'ils étaient forcés à la régler involontairement. De plus, les receveurs particuliers restituaient les fonds aux contribuables, s'il en restait encore après le versement au receveur général. Le duc et ses agents ne semblaient pas hostiles aux habitants, et vice versa ; ceux-ci ne doutèrent pas que la victoire de la guerre leur remportât le bien public.

Key Words: Bourgogne, Moyen Age, aide, emprunt, recettes fiscales

*教授 西洋中世史

0. はじめに

すでに発表した一連の論考と同様に、本稿もまたフランス・ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボン（位 1419–67 年）の財政を扱う。論法もこれまでと同様に現存する財務史料を出発点として、そこから現実を再現しようと試みるものである。先行研究の成果¹をないがしろにするつもりはないが、その是非を検討することに紙幅を費やすよりも、よく知られているにも拘らず、十分に活用されていない史料を紹介し、それを分析することに力点を置くことにした。本稿は財政を論じる場合、誰もが何らかの形で言及する「御用金」と借入金を探りあげる。が、それに先だって二つの点に言及しておきたい。

まず「Aide」という語は2通りの意味で使用するというを確認しておきたい。「Aide ordinaire」と表現する場合、これは「imposition」とほぼ同義で、間接税を意味する。「ブルゴーニュ領邦総合会計 Recettes générales du Duché et du Comté de Bourgogne」の中では「ordinaire」の語をつけず、「Aide」だけでバイイ管区やシャテルニーごとに徴収された間接税を表現している。ただ概ね小額であり、収入構造を理解する上で不可欠の分析対象とは言い難いので、本稿では格別に取り上げない。

これに対して、「Aide extraordinaire」と表現する場合（文脈から限定不要の場合には、この「extraordinaire」を省略することもある）は、三部会（15世紀 Bourgogne 公領の史料では「les gens de Trois Estats」と表現する）の同意を必要とする臨時特別課税を言い、国王や諸侯の財政を論じる際に、誰もが必ず言及する「御用金 Aide」は、もちろんこの「Aide extraordinaire」のことである。本稿で分析する「御用金」も当然こちらを想定している。

この区別に加えて、さらに言及しておきたいのが借入金 Emprunt である。これは明らかに異なる概念であり、御用金から区別されて然るべきであるが、實際上、大きな違いが見られず、徴収記録もよく似ている。そこで以下では同列に、つまり資金調達方法のバリエーションとして論じることにする。

1. 通常収入と御用金徴収の概況

初代ヴァロワ・ブルゴーニュ公フィリップ・ル・アルディは 1363 年 7 月、つまりブルゴーニュ公に叙任される²直前に、国王代官として御用金徴収を行っている³。以後、彼自身も⁴、その子ジャン・サン・プールも⁵、度々御用金を徴収したが、ここでは 4 世代すべてにわたる議論は避け、これまでの論考の一環として、フィリップ・ル・ボンの治世前半に対象時期を限

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7)

定する。まず 1420 年代を概観すると (表 1 参照), 1421 年から 25 年まで毎年相当の額が徴収されている。21 年はマール単位の銀徴収が実施されたが, その要求・合意総額は不明である⁶。22 年 3 月に 3 万 6 千フラン, 翌 23 年 4 月に公領に対しては 2 万フラン, ソヌ川以東の土地に対しては 7 月に 3 千フランが合意・提供された。24 年と 25 年はそれぞれ 2 万フランを徴収した。これらはバイ管区ごとに徴収され, 取りまとめられ, ブルゴーニュ領邦総合会計に振り込まれた⁷。

以後 4 年間, 1426 年から 29 年までは要求されず, 1430 年からは毎年合意・徴収された。30 年と 31 年は各 3 万フラン, 32 年は 26,700 フラン, 33 年は 4 万フランの借入金 (7 月) と同額の御用金 (8 月), 34 年は 4 月に御用金 1 万 3 千フラン, 8 月に借入金 4 千フラン, 35 年は 2 月, 5 月, 8 月と 3 度にわたり, 三部会の同意を得て, 順に 2 万, 1 万, 4 千, と合計 3 万 4 千フランの御用金徴収を決定した。続いて 36 年 3 月に御用金 8 千フラン, 8 月に借入 1 万 8 千フラン, 37 年は 7,500 フラン, 38 年は 2 回, 10 月に 8,250 フラン (6,000 サリュ相当)⁸, 11 月に 6,300 フランの計 14,550 フランの御用金合意を成立させた。

1420 年代末からのブルゴーニュ領邦総合会計の歳入は表 2 に示すように, 公領各管区の通常収入合計が 23 千フラン (1431 年) から 41 千フラン (1428 年)。伯領からの収入が 21 千フラン (1427 年) から 38 千フラン (1438 年)。35 年以降はマーコンなど王領地からの収入が 3 千から 5 千フラン上乘せされるが, それでも通常収入合計額は 57 千フラン (39 年) から 71 千フラン (36 年) であり, 20 年代後半の合計額と大差ない。ちなみに最高額は 74,800 フラン (28 年) である。これに若干の造幣収入と科料や前年度未納金の繰越など特別・臨時の収入が 2 千から 5 千ほど加算される。このようにブルゴーニュ公領・伯領全体の通常収入は伯領の重要な財源である塩蔵出し税を含めても, せいぜい 8 万フランであるから, 1 万, 2 万といった単位で一挙に徴収される御用金は極めて重要であったと言

表 1 御用金徴収の概要 (単位 £ t)

年	合意総額	借入金額
1419		
1420		
1421	(不明)	
1422	36,000	
1423	23,000	
1424	20,000	
1425	20,000	
1426		
1427		
1428		
1429		
1430	30,000	
1431	30,000	
1432	26,700	
1433	40,000	40,000
1434	13,000	4,000
1435	34,000	
1436	8,000	18,000
1437	7,500	
1438	14,550	
1439		
1440	3,000	
1441	4,800	
1442	20,000	
1443	10,000	

表2 1430年代のブルゴーニュ領邦総合収入

勘定役・会計期		MR 第1	MR 第2	MR 第3	MR 第4	MR 第5	MR 第6	
年		1427年	1428年	1429年	1430年	1431年	1432年	
史料番号		B1635	B1639	B1643	B1645	B1647	B1649	
通常	ブル公領	Dijon	13,673	18,718	18,078	15,948	9,958	12,268
		Chalon	6,380	7,434	6,995	6,549	4,961	6,564
		Auxois	7,721	6,856	6,674	6,288	3,952	4,911
		Montagne	2,805	2,690	1,848	1,840	935	789
		Autun	3,420	3,062	3,780	3,724	2,492	980
		Charolais	2,080	2,532	2,581	2,964	1,340	1,805
		Tonnerre						
	(小計)	36,081	41,294	39,958	37,314	23,639	27,320	
	ブル伯領	(小計)	21,084	33,136	24,650	23,342	23,502	36,400
	収入	王領地	Macon		100	220	416	
Auxerrois					442	50	120	
Autun 司教領								
Macon, Chalon Langres 司教領								
Bar-s-Seine				300	340	408		
Saulieu								
Mertigny lez Nonnanis								
(小計)	0	400	1,002	874	120	0		
合計		57,165	74,830	65,610	61,530	47,261	63,720	
特別	収入	造幣	0	0	0	513	141	0
		その他	600	4,560	11,170	1,899	5,110	12,515
		御用・借入	9,685			38,967	9,850	6,000
合計		10,285	4,560	11,170	41,379	15,101	18,515	
総合計		67,450	79,392	76,781	102,914	62,364	82,236	

MR = Mahieu Regnaut

LV = Louis de Visen

1432年の「その他」12,515£には1430年度の御用金残高90£と31年度の同4,947£を含む。

1440年の王領地収入は50£不足。転記ミスか。4,061£となり、したがって通常収入が60,476£となるはず。

えよう。1430年には6万フラン超の通常収入に4万フラン近い御用金を積み上げ、結局10万フランを越える収入を実現した(ADCO B1645)。

さて、1420年代後半以降の、つまり通貨価値が安定してからのブルゴーニュ公領の収入動向に関しては既に分析を終え、一定の理解に達したと考えている⁹。すなわち、1427年を基準年とすると、1430年代にそのレベルを回復することはない。とくに30年から31年にかけて

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7)

(リーヴル未満を切り捨て。小計が合わなくとも放置)

MR 第7	MR 第8	MR 第9	MR 第10	MR 第11	MR 第12	LV 第1	LV 第2
1433年	1434年	1435年	1436年	1437年	1438年	1439年	1440年
B1651	B1653	B1655	B1659	B1663	B1665	B1669	B1673
10,924	18,118	11,941	12,884	16,887	13,360	11,299	12,923
5,564	5,429	7,222	6,012	7,558	6,891	5,834	5,163
3,803	4,628	3,718	5,328	4,905	3,531	3,260	3,588
864	1,028	919	1,040	1,325	948	1,080	975
704	1,425	1,028	859	2,147	2,596	2,447	2,515
2,320	2,050	1,852	2,497	2,455	1,749	1,680	1,584
	100						
24,181	32,780	26,682	28,623	35,279	29,076	25,600	26,748
26,058	25,889	33,767	37,677	31,150	38,163	28,227	29,667
25	250	397	1,730	975	940	570	518
15		300	520	11	658	0	380
		220	740	655		280	
		400	1,961	1,487	2,272	2,020	2,591
			200	200	120	444	225
			200			120	240
						400	57
40	250	1,317	5,351	3,328	3,990	3,834	4,011
50,279	58,919	61,766	71,651	69,757	71,229	57,661	60,426
654	160	511	0	40	104	0	0
3,608	3,950	4,902	2,498	5,281	1,916	1,301	3,973
7,505		20,700	18,168				
11,767	4,110	26,113	20,666	5,321	2,020	1,301	3,973
62,047	63,030	87,780	92,318	75,081	73,251	58,962	64,453

の下落が顕著で、32年にはやや回復するものの、再び下落し、33年から35年に底を打った。27年の収入を100とすれば、この時70を割り込んでいる。36年以降は回復局面に入るが、それでも指数70から80程度で推移し、90に達することはなかった。これがブルゴーニュ公領6管区の収入記録15年分(1427年から1442年)を調査分析した結論であった。

本稿では、この分析結果を前提として、御用金を考察しようと思う。つまり窮乏化を続け、

回復するのかもしれないのか、予測不能の財政状況に置かれていながら、流動的な政局に直面し、臨機応変の対応を迫られる王国最重要人物が手元資金を確保する不可欠の手段という位置づけを与えたいと考えている¹⁰。そのために1433年から36年まで、財政面では最悪の状況下で徴収された御用金と同期の借入金に焦点を絞って、詳細に分析してみたい。

2. 御用金の負担配分・徴収・引渡し（1433年から1436年まで）

当該4年間に、御用金は9万5千フラン、3回におよぶ借入金は6万2千フランで、臨時徴収は合計15万7千フランに達した。表3からも推測されるように、史料が良く残っていると言えるのは、1435年2月に合意した2万フランの御用金徴収である。

大きな貢献をしたと推測されるディジョンの管区徴収記録は散逸したが、シャロン管区の記録（B3675）をはじめ、オーソワ管区（B2802-1）、オータン（B2383）、シャティヨン・ラ・モンターニュ（B4065）と計4管区の記録が現存していて、しかも各管区から引き渡される金銭を取りまとめた記録、すなわち御用金徴収統括役 *Receveur général de l'aide* マイウ・ルニョー Mahieu Regnault による記載、も整理された形で現存している¹¹。各管区から統括役ルニョーへ引き渡された金額と、ルニョーの帳簿に記載された受領金額とはぴったりと一致する。つまりこの史料群の記載は誠実であると理解されるから、失われたディジョン管区の記録も、このマイウ・ルニョーの記載を利用して復元することができる。公領5管区¹²にボヌ *Beaune* とニュイ *Nuits* を加えて、計1万8千フラン、マーコンで2千、併せて2万を徴収した。いずれの管区も2回から3回の分納にしているが、2月に三部会で決定した額の大半を3月末までに引き渡し（計10,640フラン）、8月には完納している。ブルゴーニュ地方では、ブドウ酒税を除き、1月から12月を会計年度とする。つまり問題の御用金徴収は年度末に実施された訳ではないから、責任会計を担う勘定役たちが年度内に業務を完了させたという実績を上げるために、受領日を意図的に繰り上げる理由はない。したがってこの記録された引渡し日の真実性を疑う理由もない。もちろん、この日付は各管区指定徴収役 *Receveur particulier ou bailliage* が統括役に資金を引き渡した日時を示しているに過ぎない。各管区徴収簿の前文には管区内では2期に分け、聖レミの祝日（10月1日）とクリスマスを徴収期限とする旨が明記されているから、各管区の指定徴収役がまず個人勘定で立て替え払いを行い、その後各管区内の住民から徴収し、さらに数ヶ月、あるいは数年を経て、還付を含む決算を終了した後に、現存する報告形式の冊子に一連の業務をまとめ上げたものと思われる。実際、この2月合意の御用金徴収と並行して、オーソワ管区とオータン管区では借入を実施し、特にオーソワでは年度内にほぼ返

済したことを明記している¹³。これは立替払い方式の傍証となろう。つまり合意成立後1ヶ月そこそこで住民からの金銭徴収が完了したことを意味する訳ではない。しかし、そうであるとしても、既述のように、この35年はさらに5月に総額1万フラン、8月には4千フランが合意されているから、納税者の側からすれば、支払いを終えるか終えないかのうちに、次々に支払を要求されたことになろうが、結局はそれをすべて支払った、支払うことができた、と言う点には注目したい。

35年の3度に及ぶすべての御用金徴収記録を伝えている管区はシャティヨン・ド・ラ・モンターニュ (B4065, B4069, B4070) とシャロン (B3675, B3678-2, B3678-3) と、2管区だけである。各々の3回にわたる管区徴収総額と統括役への引き渡し額を合計してみると、シャティヨンでは指定徴収役ギヨーム・ロカン Guillaume Roquant が1,115フランを徴収し、そのうち790フランを、シャロンでは指定徴収役ジャン・ジラルール・ド・ジャンリ Jehan Girard de Genlis が9,671フランのうち6,356フランを、それぞれ統括役に供与したことになる。この35年、シャティヨン管区の通常収入は1,000フラン程度で¹⁴、管区通常勘定役ジャン・ド・ヴィルセシー Jehan de Villecessey はそこから782フランをブルゴーニュ領邦勘定役ルニョーに引き渡している。つまり固定化した地代収入や消費税1年分を上回る臨時税を徴収したことになる。この事態はシャロン管区ではさらに顕著になる。御用金指定徴収役を兼ねた管区勘定役ジャン・ジラルール・ド・ジャンリは通常収入、12ドニエ税、ブドウ酒8分の1税の3種を合わせて、この35年には4,122フランの受領を記録し、個人勘定の立替分を含めて4,727フランを領邦勘定役ルニョーに引き渡した。このジャンリが、御用金指定徴収役としては、年間の地代収入や間接税の2倍を超える御用金を徴収し、やはり通常の引き渡し額を遥かに上回る金額を統括役に拠出したことになる。彼ら自身、ひいてはブルゴーニュの農民や都市民は本質的に豊かで、十分な蓄えを持っていたのだろうか。35年の管区通常収入は20年代後半以降では最低水準を記録した年であった¹⁵。筆者はこの事態を農業生産低迷の結果であると理解したが、それは通常収入記録の流動資産(フロー)の変動であって、その年の農村収入は一時的に減少したかもしれないが、領邦収入役への引き渡し額が各年の実収入を上回ったとしても、その収拾は管区通常収入役の経営手腕に依存するから(これこそ請負制の妙味であるはず)、社会全体の資産(ストック)の取り崩し、すなわち農村生産者の全体的窮乏化を端的に意味する訳ではない、ということになる。

1435年2月合意の御用金統括役ルニョーの記載からすると¹⁶、公領で最大の寄与をしたのはオーソワ管区で、4,144フラン超、公領徴収総額18,300フランの5分の1以上を貢献した。次位はディジョン管区とは別勘定とされ、しかもそれを上回ったボヌ・ニユイの住民たち

金 尾 健 美

表3 ブルゴーニュ地方の御用金 (1433-1438年)

バイイ管区	年	1433/7	1433/8	1434/4	1434/8	1435/2	1435/5
		借入	御用金	御用金	借入	御用金	御用金
Dijon	総収入 統括役へ 還付 総支出					3112	3315 2526 378 H.U.*
	典拠					B1655	B4487-2
Beaune et Nuits	統括役へ					4078	
	典拠					B1655	
Chalon	総収入		8548	2464	220	6786	2186
	統括役へ		5070	2121	161	3727	1955
	還付		2241	219	40	2815	
	総支出		8540	2428	212	6722	2182
	差引		8	35	7	63	4
典拠		B3669	B3674-1	B3674-2	B3675	B3678-2	
Auxois	総収入 統括役へ 還付 総支出 差引			1392		6873 4144 1902 6666 206	
	典拠			B2797-bis		B2802-1	B11716
Chatillon Montagne	総収入		3509			670	334
	統括役へ		1819			520	202
	還付		1383			68	68
	総支出		3509			665	322
	差引		0			4	11
典拠		B4064			B4065	B4069	
Autunois	総収入	2479	5348	1765	160	4995	1773
	統括役へ	2377	2770	1595	150	2800	1473
	還付	102	4990	0	151	712	208
	総支出		358	1631	9	4454	1787
	差引			134		541	-14
典拠	B2378	B2379	B2382	B2381	B2383	B2385	
三部会合意総額 (公領負担分)		40,000	40,000	13,000	4,000	20,000	10,000
統括記録		B1651 ff.40-44R		B1653 ff.38V-39R		B1655 ff.53V-56R	
統括役			J. F.	J. V.	J. V.	M. R.	L. V.

J. F. = Jehan Fromont
 J. V. = Jehan de Visen
 L. V. = Louis de Visen

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7)

1435/8	1436/3	1436/8-9	1437	1438/10		1438/11
御用金	御用金	借入	御用金	御用金 1 期	御用金 2 期	御用金
1068 394 500 954	2716	2873		753 711		
B1660-2	B1660-1			B4491-2		
	1140					
	B1660-1					
699 674 702 -3	1374 1111 1344 30	1300	1378 1086 1346 32	741 510 651 90		611 428 602 9
B3678-3	B3678-1		B3685	B3689-2		B3689-1
	1749	1845				
	B1660-1					
111 68 0 87 24	519 261 20 382 136	367	682 388 45 480 202	74 33 6 61 14	169 90 15 135 34	135 90 6 121 13
B4070	B4068		B4073	B4076	B4075	B4077
	1419	1662		642 520 537 105	306 260 16 305	
	B1660-1		B11716	B2391	B2389	
4,000	8,000	18,000	7,500	8,250 (2,750)	(2,975)	6,300 (3,000)
	B1660-1	B1659 ff.45R-83V	B1663 ff.30R-33V			B1665
L. V.	J. V.	M. R.	L. V.	(6000slt) (2000slt)	(2300slt)	

M. R. = Mahieu Regnault

*H.U. : 全 10 葉のうち第 6 葉以降が支出項目を記載。しかし支出総額を記載したと思しき葉は散逸。

* 表中のイタリックの数値は管区記録ではなく、統括役帳簿の記載値であることを示す。

で、この指定区が4,078 フランを供与した。もちろんブドウ酒醸造とその販売を生業とする富裕層が多く居住しているからであろう。結局、公領では上述の通り、合計18,300 フランを徴収したが、三部会が合意した総額は2万フランであった。つまり公領負担分が18,000 フランであったのだろう。この時、各管区の割当はどのようにして決定したのだろうか。現存するブルゴーニュ三部会の記録は Ancien Regime 期以降に限定されるから、15世紀の御用金徴収割当を史料に依拠して直接解明することはできない。御用金徴収や借入の発令は、まず1) 会計院主査と各地の勘定役からの聞き取り（情報提供）に基づき、2) 財務役 Trésorier を中心にブルゴーニュ公諮問会で議論の上、策定し公表。3) 三部会の召集とスケジュールの提示。そして合意形成と社団ごとの配分および徴収担当者の選定と任命。4) 実際の業務とその記録。徴収金の引き渡し。という経過を経ていくと推測されるが、このプロセスのうち1) から3) までの経緯を伝える史料は知られていない。実際に記録として現存しているのは4) の部分だけである。各管区の徴収記録の冒頭には指定徴収役の辞令が筆写され、その直後に短い前文がつく。大抵の場合、その前文の中に御用金徴収の目的と総額、いつ三部会で合意されたか、徴収勘定を誰がするか、という4点は明記される。徴収総額のうち、ブルゴーニュ公領の割当分を記載した史料は散見されるが¹⁷、そこからさらに管区ごとに幾ら割当てたのか、その管区負担分を記載した記録はこれまで目にしたことがない。分析を進めれば、ある程度は明らかになるだろうと楽観していたが、この見込みは大きく外れた。35年2月合意の御用金の場合、公領総額18,000 フランの管区分担額を推測することはできる。端数を切り捨て、切り上げ、で調整すればよい。ところが、その推定比率を他の御用金徴収に適用することができないのである。ディジョンの場合、2月合意の御用金のうち、実際に統括役ルニョーに引き渡した額は3,112 フランであるが、5月合意の引き渡し額は2,526 フランである（B4487-2）。御用金総額はそれぞれ2万と1万なので、各管区の割当が一定の比率を保っているなら、例えばディジョンは全体の6分の1程度を割当てられることが慣例化していたと仮定するなら、当然、この引き渡し額は徴収総額に比例するから、およそ2対1になっていなければならないが、御覧のように実際の比率はかけ離れている。シャロン管区の場合も、2月の3,727 フランに対して5月は1,955 フランを記録している（B3678-2）ので、これも2対1とは言い難い。しかしオータン管区の場合は2月合意の引き渡し額が2,800 フラン、5月合意では1,473 フラン（B2385）なので、これは2対1であると言えよう。このように同一年度内の御用金でも、各管区の供与額は一定しないから、合意の度に交渉で決定されたのだろう、と言ってしまえば、事は簡単である。しかし、そうすると思考はそこで停止してしまう。この推理から言えることは、むしろ総額を固定した比率で各管区に「割当てる」という考え方が間違っているというだけで、すべてが ad

hoc, 何の基準もなかった, と主張することを裏付けるわけではない。しかも実徴収額が予定額を上回っていることにも注目したい。負担割当額を指定されるなら, その額を支払えばよいので, 好んで割当分以上を支払う者がいるだろうか。

3. 御用金負担配分法の推定

ジャン・ド・ヴィザン Jehan de Visen は兄ルイ Louis とともに 1430-40 年代のブルゴーニュ公領で活躍した財務官僚である。彼が御用金徴収統括役として遺した記録が 2 点現存している。1436 年 3 月に合意した御用金 8,000 フランの各管区からの受領記録 (B1660-1) と 42 年 6 月合意の御用金 38,800 フランの受領記録 (B1660-3) である。36 年の場合, デイジョン管区はヴィザン自身が指定徴収役を兼任し, 2,716 フランを拠出した¹⁸。これは公領全体の実徴収額 8,500 フランの 3 分の 1 を占める。ボヌ・ニュイからの拠出額は 1,140 フランと, デイジョンの半分にも満たないから, 先に分析した前年 2 月の場合とは大きく異なっている。36 年の記録には公領以外で徴収された御用金も記載されている。ブルゴーニュ伯領からの受領総額は 3,971 フラン, さらにマーコンがデイジョンに次ぐ 2,187 フランを供出し, 結局, 公領, 伯領, 預かり王領を含めた記載総額は 15,793 フランに達した。つまり当初予定 8,000 フランとは公領だけの負担分 (徴収予定額) を示したものであろう。ヴィザンが受領した日付は大半が 6 月から 7 月で, シャロンとオーソワからの入金の一部が 9 月, ラングルからの引き渡しは大幅に遅れて翌 37 年 11 月となっているが, とにかく 3 ヶ月足らずで当初予定額をあっさり凌駕したことになる。

この 36 年の 8,000 フラン徴収「割当」は, おそらくデイジョン 2,600, ボヌ・ニュイ 1,000, シャロン 1,000, オーソワ 1,600, オータン 1,400, シャティヨン・ド・ラ・モンターニュ 400 であっただろう。しかし結果として, この予定額を上回る金額を徴収できた, ということは全体を分割して負担を割り当て, 徴収する, という考え方がやはり間違っていることを示しているのではなかろうか。負担配分の徴収という考え方の対極に入札方式を置くことができる。実際, 商品 12 ドニエ税やブドウ酒 8 分の 1 税の徴収は各バイ管区内で入札方式をとった。したがって御用金も入札方式をとり, 最高値をつけた者が管区の指定徴収役になったと推測することもできる。しかしそうすると三部会合意総額を大きく上回ることも, 下回ることもない, そのような額に収束していく入札とは何か如何わしいものに思える。それでは募金方式 *collecte*, つまり目標額を公表し, 併せて単位とする最低額を決め, 口数 *quote-part* を積み上げていく, という方式はどうか。各管区の指定徴収役が統括役に対して徴収可能口数 (徴収予

定額)と立替え金の引き渡し日時を伝え、然る後、担当する管区内の住民から世帯ごとに何口かを募る。この場合の一口あたりの額が管区ごとの徴収役同士で取り決める一口額と同一である必要はない。全住民に強制する必要はなく、目標額に達したところで募金終了とすればよい。このような二段階募金方式が最も無理なく実現可能で、しかも現存史料との間に齟齬を来さない集金方法であると思われる。管区の帳簿はどれも「〇〇村の住民から△△フラン」という記載方法を取り、納付個人名は記載されない。1421年の銀徴収の際は正確に世帯主が記載されたから¹⁹、この事実を単なる省略と見るべきではない。36年の場合、管区ごとに1口200フランと考えれば、ディジョン13口、ボヌ・ニューイ5口、シャロン5口、オーソワ8口、オータン7口、シャティヨン2口、と理解される。先の35年2月の2万フラン(ブルゴーニュ公領だけなら18千フラン)の場合は、管区ごとに1口400フランとして、ディジョン3,200フラン(8口)、ボヌ・ニューイ4,000(10口)、シャロン3,600(9口)、オーソワ4,000(10口)、オータン2,800(7口)、シャティヨン・ド・ラ・モンターニュ400(1口)をそれぞれ統括役に約束し、その「徴収」あるいは応募推奨に努めたのではなかろうか。あくまでも想像の域を出ないが、全体を所定の割合で管区ごとに割当て、その負担を強制する、と考えるよりも、目標額に達するように募る、と考えた方が、短期間に相当額を集めることに成功した点もよく説明できるように思われる²⁰。

ところで世帯(竈)調査 *Cherche de feux* と呼ばれる史料群がある²¹。教区ごとに世帯主を列挙したものであり、これによって世帯数を正確に把握することができる。御用金「徴収」と調査が時期的に近接していることが多く²²、財政計画の策定にあたって、何らかの判断材料として利用されたものであろうと推測される。したがって管区ごとの徴収記録と突き合わせれば、原理的には強制的徴収か、拠出推奨か、ともかく管区住民からの供出事情をもう少し詳細にできるかもしれないが、現在までに満足のいく分析結果を得ていない。

4. 借入金の分析

1433年7月の4万フラン借入の場合はジャン・フロモン *Jehan Fromont* を徴収統括役²³として管区ごとに徴収したと推定されるが、現存する史料はオータン管区の記録(B2378)1点のみである。4万フランとは公領と伯領を合わせた額であろうから、折半したと考えれば、先に分析した35年2月の2万フランの御用金とほぼ同レヴェルが公領に求められたと想像されよう。管区の徴収記録は2,479フランである。この金額の妥当性を論じるのは無意味かもしれないが、2万フランの凡そ8分の1という額は可能的かつ蓋然的な金額として承認し得る。

さて、同年のブルゴーニュ総勘定役ルニョーの第7期総合勘定には数葉にわたって借入の記載がある (B1651, ff.40R°-44R°)。公領ではニコラ・ロラン Nicolas Rolin から 1,000 フラン²⁴、アンベラン・ロージョレ Humbelin Laujolet なるディジョン市民からも 1,000 フラン、シャロン市民ウード・モラン Oudot Molain から 700 フラン、などブルゴーニュ公の家臣を中心に、一般市民²⁵を含めて計 58 名から総額 6,040 フランを、伯領ではソヌリー勘定役バルナール・ノワゾー Bernart Noiseux から 300 フラン、グリユエリー勘定役ジャコ・ヴュリイ Jacot Vurry から 200 フラン、など 16 名から 1,465 フラン、合計 7,505 フランを借り入れたことを記録している。高額貸与者だけ名を挙げたが、受領総額と人数を考慮すれば容易に理解されるように、単純平均は 100 フランをかるうじて上回る程度で、多くは 20 フラン程度を貸与したに過ぎない。この 7,500 フランを越える一連の借入記事は公表された借入金 4 万フランの一部なのか。そうだとすると、借入を取りまとめたはずの統括役ジャン・フロモンの徴収分とはどのような関係にあったのか。つまりブルゴーニュ公の官僚たちから借り入れた分はブルゴーニュ領邦勘定に記載し、バイイ管区ごとの借入はフロモンが管理し、別冊子としたが、偶々それが散逸したということか。対人記事は見事に紋切り型の「ブルゴーニュ公殿下が現在率いている軍勢を引き続き維持し、敵を押し返すために」(B1651, f.40R°) という文言を繰り返すだけで、徴収の実際を推測させる如何なる情報も与えてくれない。しかも誰から、幾ら、という 2 点に関しては明瞭に記載されているが、借入返済条件については一切言及されていない。

そこで比較検討の対象として、3年後の 1436 年 8 月から 9 月にかけて実施された 18,000 フランの借入を分析してみたい。この 36 年の場合は特別の借入徴収役を指定せず、ブルゴーニュ領邦総合勘定役マイウ・ルニョーが取りまとめ、その第 10 期総合勘定 (B1659, ff.45R°-83V°) の中に徴収・受領を記録した。40 葉におよぶ記録をなぜ別綴りとしなかったのか、不思議に思うが、ともかく、その内容を辿ってみる。すると最初の 2 葉は「ブルゴーニュ公殿下の配下」として、顧問たちからの借入が列挙され (その総額は 457 フラン)、その後バイイ管区ごとの借入額が順に記載される。ディジョン管区 2,873 フランに始まり、シャロン、ソーヌ川以東の地、オーソワ、ラ・モンターニュ、オータン、シャロレ、マーコン。伯領に移って、ドール、アヴァル、アモン。そして総借入額が 18,168 フランであることを示して終えている。

この記載法から見ると、先の 33 年の記載法、つまり家臣からの借入分だけを別扱いとした方式は特異に思われるが、何か技術的な理由であろうか。判然としない²⁶。

5. 還付の事実

管区御用金徴収簿の支出の部には還付が記録されている場合がある。例えば1433年8月の御用金徴収のために、シャロン管区徴収役ジャン・ド・ジャンリイが作成した帳簿（B3669）の記載徴収総額は8,548フランで、そこから5,070フランを御用金統括役ジャン・フロモンに引き渡し、さらにその残額から「当該御用金の返済」と明記した上で、計2,241フランを管区の住民に還付している。その結果、記載支払総額は8,540フランに達し、指定徴収役ジャンリイの手許残高は僅か8フランとして当該特別会計を閉じている。34年4月の場合も、シャロンでは同徴収役ジャンリイが御用金指定徴収役を兼ね、2,464フランを徴収して、2,121フランを統括役ジャン・ド・ヴィザンに引き渡し、残額から219フランを管区住民に還付、支払合計を2,428フラン、手許残高35フランで会計（B3674-1）を閉めた。翌35年2月も同ジャンリイが御用金6,786フランを徴収し、3,727フランを統括役マイウ・ルニューへ、2,815フランを住民に還付した後、諸経費を計上して支払合計6,722、残高63フランとする会計記録（B3675）を遺している。つまりジャンリイは統括役（おそらくは用途決定済みの）予定額を引き渡した後、残高から僅かな額だけを残して、ほぼ全額を住民たちに還付したことになる。ここでシャロンの史料を3点並べたのは、同一徴収役の、同一管区で実施した、したがって環境が大きく異ならず、記載方法も一定し、おそらくは諸手続きも同様であったろうと推測される、連続する管区記録が現存しているから、というにすぎない。シャロンに限らず、既述のように、オーソワやオータンでも同様の事情が観察される（表3参照）。支配者と被支配者を対立させて、中間に位置する官僚はどちらの味方か、という議論は魅力に乏しい。通常収入を扱う収入・勘定役も、そのような実務に携わる人々の中から選出される指定徴収役も、社会の階梯を上っていくエリートではあるだろうが、桁違いの資産を誇る大貴族に属する人々ではない。むしろ市民の中から頭角を現した有能な人々であるから、一度や二度は金銭の怖さ、1フランの「重み」を身につまされる経験をしたことがある、そのような人々であると想像できよう。なればこそ、彼らは身銭を切る人々を忘れることなく書き留め、そして原則どおりの対応をしたのではなかろうか。御用金は目的税であるから、剰余分の還付は当然であるが、それが実施されていたことはやはり特筆すべきことと思われる。

6. おわりに

御用金「徴収」はブルゴーニュ公の軍事・外交政策を支える収入を補うための経済政策で

あつて、領邦民を疲弊させる支配政策ではない。強力な支配を貫徹することだけが目的であれば、たとえ小額ではあつても還付などしないだろうし、借入金を返還することもなかったであろう。筆者が調査した範囲では、それぞれの借入金に対応する利子と推定される贈与や謝礼を突き止めるに至らなかったが、それはどこかに紛れているはずである。

御用金や借入金の「特別収入」が「通常収入」を遥かに上回る金額に達したという現実の解釈は幾通りか可能である。人件費（貴族の年金や諸役の手当）を考慮した場合、例えば、各地の守備隊長や収入役たちの年間手当が100フラン程度であること。あるいは各管区の「通常収入」に分類される収入の中でも、例えば公正証書発行請負人が管区税収入に支払う額が度々100フランを越えること。こうした事実を考え合わせると、何世代も前に取り決められ、そのまま踏襲されてきた固定地代が実際の経済環境には凡そ妥当しない低水準のものとなり、それゆえ農民ないし借地人にとってはさほどの負担でもなくなっていた、といった推測は可能であろう。

直接税であれ、間接税であれ、その税収入が政府ファクターを経由して所与の想定されている経済圏内部で消費ないし投資されて、経済活動の活性化に寄与するならば、家計が同様に消費・投資することと本質的には変わらない、むしろ政府が特定の分野に集中的に投資をすれば、その方がより大きな波及効果が期待される、と近代経済学は考える。つまりこの考え方は戦争を目的として資金を徴収し、その資金を実際に戦争に注ぎ込み、ひたすら社会基盤の破壊に奔走する、そのような政府を想定していない。10年も20年も平和と繁栄が続き、しかも資金はそのような社会の破壊ではなく生産と再生産に投資されることを前提としているのである。

注

- 1 Jean RAUZIER の研究は対象時期が異なるが、常に敬意をもって接している。その近作は *La Bourgogne au XIV^e siècle. Fiscalité, population, économie*. Dijon, 2009.
- 2 フランス王ジャン2世が末子フィリップにブルゴーニュを親王領として授封したのは1363年9月6日であった。
- 3 この時の要求・合意総額は不明。BAUTIER, Robert-Henri & SORNAY, Janine éd. ; *Les sources de l'histoire économique et sociale du Moyen Age. Les Etats de la Maison de Bourgogne, vol.1 : Archives centrales de l'Etat bourguignon (1384-1500)* Paris, 2001, p.391.
- 4 上記以後は1375年8月から1403年2月までに15回にわたって合計58万5千フランの御用金を要求した。Id; *Sources*, pp.391-396.
- 5 16年間の治世のうち1406年2月、10年6月、13年8月の3回分の御用金合計額は7万1千フラン。

- 4 回めの 17 年 6 月分は総額不明。17 年 12 月には借入を行っているが、現存する史料は断片的で、やはり総額不明。以上の合計 5 回。Id; *Sources*, pp.396-397.
- 6 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (4) — 1421 年の銀徴収記録—」『川村学園女子大学研究紀要』第 19 巻 第 1 号 2008, pp.15-43. 参照。
- 7 1422 年の記録は散逸したが、1423 年分は ADCO B1623, ff.51-64. に、24 年分は B1625 ff.82-83. に、そして 25 年分が B1628 ff.83-90. に記載されている。
- 8 三部会の合意総額 6,000 サリュのうち 4,300 を公領が負担。さらにそれを 2 度に分け、第 1 回めに 2,000 サリュ (2,750 フラン)、第 2 回めを 2,300 サリュとした。しかし 2 回目は実際には 2,300 サリュ相当の 3,162 フラン 1/2 ではなく、2,975 フランとされた (B4075 前文)。さらに、11 月は 6,300 フランのうち、3,000 フランを公領が負担した。サリュ Salut はイングランド王が発行する金貨で、1421 年 8 月 11 日、11 月 30 日、および 23 年 2 月 6 日の 3 回分は分割数 *taille* 63、純度 24k で、発行レートを 20 *sous paris* としたが、23 年 9 月 6 日発行分から分割数を 70 とした。つまり対マール 10/9 の水増し・貶質を実施したことになる。おそらく、そのために旧発行分を、発行レートの 20 *sous paris* (= 25 *sous tournois*) でなく、10% 引き上げて 27 *sous 6 deniers tournois / salut* と評価し直したのだろう。この御用金徴収に限らず、1430 年代のブルゴーニュ財務史料では、*salut* に対しては必ずこの 27 *st 1/2* を適用しているのだから、退蔵分を放出させるための通貨政策ではなく、これが金融市場の実勢レートであったと理解される。
- 9 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6) — 1420-30 年代のブルゴーニュ公領税収動向—」『川村学園女子大学研究紀要』第 21 巻 第 1 号 2010, pp.79-102.
- 10 軍事以外の理由を提示した御用金徴収は 1421 年のマール単位の銀徴収だけである。単に収支バランスが悪化している、と言うだけでは臨時税徴収の理由にはならなかったと思われる (という推測を、本来は何らかの史料で跡づけなければならないのだが)。Aide 徴収が Aide féodale の拡大解釈によって承認されている以上、軍資金の性格を排除できないのは当然であろう。しかも、その軍事行動が究極的には住民の福利厚生に帰着する問題であること、例えば略奪を繰り返す外国軍を撃退するといった具体的な目的、を明示できなければ、「御用金」なり「借入金」は承認・同意されなかったのではないか。すなわち「万人に関わる問題は、万人の同意を要す *quod omnes tangit, ab omnibus approbetur*」このユスティニアヌス法典からの引用については POST, Gaines; *Studies in medieval legal thought. Public law and the state, 1100-1322*. Princeton, 1964. および J. B. HENNEMAN, John Bell; *Royal Taxation in Fourteenth Century France. The Development of war financing 1322-1356*, Pinceton 1971.
- 11 マイウ・ルニョーは 1427 年から 38 年まで 12 期にわたりブルゴーニュ領邦総合勘定役を務め、この 35 年 2 月分の御用金に関しては、彼が統括役を兼任し、彼が管理する「ブルゴーニュ総合会計」にその受領額を記載した (B1655 ff.53V°-56R°)。
- 12 Charolais 管区では徴収されず。
- 13 オーソワは 1,364 フランを借入れ、1,315 フランを返済し (B2802-1)、オータンは 1,463 フランを借入れ、594 フランを年度内に返済している (B2383)。
- 14 商品 12 ドニエ税とブドウ酒 1/8 税の帳簿は散逸。通常収入簿 B4067 の末尾の税収人収支勘定要約 *Etat* があり、そこには散逸した帳簿の決算が記載されている。商品 12d 税帳簿の残高は 443 鎊。ブドウ酒 1/8 税は 266 鎊の残。これを利用する。それぞれの諸経費を 40 鎊づつとして、213 鎊 (通常) + 443 鎊 (12d 税) + 266 鎊 (1/8 税) + 80 鎊 (諸経費) = 1003 鎊という計算をした。
- 15 拙稿「フィリップ・ル・ボンの財政 (6) — 税収動向—」 pp.98-100. 参照。
- 16 同年 5 月と 8 月の御用金徴収統括役はルイ・ド・ヴィザン Louis de Visen であるが、その統括記録は

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (7)

- 散逸したため、各管区の指定徴収役から統括役への受け渡しを突き合わせて確認することはできない。
- 17 例えば1438年10月の総額6,000 Salutsの御用金徴収の場合(注8を参照)、その6,000のうち2,000(=2,750 francs)が第1回公領割当分であることは明記されているが、各管区がその2,000をどのような割合で負担するのかが記載されていない(B2389およびB4076)。
 - 18 このディジョン管区の記録がB1660-2である。
 - 19 B2788を分析した拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政(4) — 1421年の銀徴収記録—」『川村学園女子大学研究紀要』第19巻第1号2008, pp.15-43. 参照。
 - 20 容易に想像されるように、この考え方はブルゴーニュ地方に妥当するとしても、おそらくフランドルなどの北方領域には妥当しないだろう。もちろん政治が理由である。
 - 21 ADCOでは閲覧の利便と保存を両立させるために、かなり早い段階(1970年代)から当該史料のマイクロ・フィルム化を進めた。現在ではそのフィルムがデジタル化されて、ホーム・ページ上で公開されている。画像データをまとめてダウンロードすることはできないが、ページ単位で印刷することは可能。つまり閲覧者が必要とする数葉のみを各人の操作でプリントする、という方針で公開されている。
 - 22 1433年の徴収時の調査記録としてはDijon(B11585)、Beaune et Nuits(B11533)およびChalon(B11548)の3点が、1436年8千フラン供与の際の調査記録としてはDijon(B11586 表紙を含めて最初の10葉ほどは原形を留めぬほどの破損断片。次の10葉ほどはインクの滲みが顕著で各葉上部三分の二程は判読困難。しかし30葉以後は判読容易である。)とChalon(B11549)を対象とするもの2点が現存している。1420年代から40年代半ばまでに、その他にも若干現存している。
 - 23 B1651, f.40R^oの欄外の書き込みから推定。
 - 24 翌月オータンの御用金指定徴収役ジャン・ドニゾ Jehan Denizot から返済(B2379, f.10R^o)。
 - 25 市民 bourgeoisあるいは住民 habitant と記載されるだけで、職業は明示されない。したがって金融業者やユダヤが混じているのか否か、判断できなかった。
 - 26 ルニョーの総合会計簿(B1651)にフロモンからの入金記録はない。

本稿は平成22年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「ヴァロワ朝ブルゴーニュ国家の社会・経済・文化に関する統合的研究」課題番号:22320146, 研究代表者:藤井美男(九州大学経済学研究院教授)を得て、その連携研究者として実施した現地調査に基づいている。